



金沢市公報

第 2 4 5 9 号

平成16年(2004年)9月13日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
告 示	
自転車等を移動し、保管したことについて (交通政策課)	1
自転車等の撤去及び保管について(")	2
地縁による団体の告示された事項の変更につ いて (市民参画課)	2
結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指 定について (保健推進課)	3
市道の区域の変更について (生活道路整備課)	3
道路の供用の開始について (")	3
公 告	
金沢市農業振興地域整備計画のうち農用地利 用計画の変更案の縦覧について (農林総務課)	4
浄化槽保守点検業者の登録について (環境保全課)	4
土地区画整理組合の設立認可の申請に係る事 業計画の縦覧について (区画整理課)	4

開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	5
選挙管理委員会告示 選挙人名簿から抹消した者について (選挙管理委員会)	5
在外選挙人名簿から抹消した者について (")	5
条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合に おける署名者の最低数について (")	6
議会の解散の請求並びに議員、長、助役、収 入役、選挙管理委員及び監査委員の解職請求 の場合における署名者の最低数について (")	6
教育委員会の委員の解職請求の場合における 署名者の最低数について (")	6
公営企業告示 下水道法の規定に基づく事業計画の変更につ いて (建設課)	6

告 示

●金沢市告示第237号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成16年9月13日

金沢市長 山 出 保

- 1 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称
金沢市菅柿木島自転車駐車場
- 2 保管自転車等の台数
自転車 6台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
平成16年8月1日から同月31日まで
- 4 保管自転車等の返還を申し出る場所
金沢市広坂1丁目9番16号
財団法人金沢まちづくり財団
- 5 保管自転車等を返還する日時及び場所
日時 平成16年9月13日から平成17年3月13日まで
午前10時から午後7時まで
場所 金沢市昭和町633番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第238号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年9月13日

金沢市長 山 出 保

1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	撤 去 し た 自 転 車 等 の 台 数
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車 106 台
	原 動 機 付 自 転 車 4 台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車 13 台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車 2 台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車 19 台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車 1 台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車 2 台
森本地区自転車等放置禁止区域	自 転 車 1 台
泉3丁目地内	自 転 車 7 台
片町1丁目地内	自 転 車 2 台
北塚町地内	自 転 車 1 台
高岡町地内	自 転 車 1 台
福増町地内	自 転 車 2 台
泉野町5丁目地内	自 転 車 1 台
安江町地内	自 転 車 7 台
大額3丁目地内	自 転 車 7 台
糸田1丁目地内	自 転 車 1 台
金石北2丁目地内	自 転 車 1 台
昭和町地内	自 転 車 5 台
八日市出町地内	自 転 車 1 台
駅西本町6丁目地内	自 転 車 1 台
神田1丁目地内	自 転 車 2 台
尾張町2丁目地内	自 転 車 2 台
天神町2丁目地内	自 転 車 1 台
野町2丁目地内	自 転 車 1 台
平和町3丁目地内	自 転 車 1 台
涌波1丁目地内	自 転 車 1 台

2 自転車等を撤去した日

平成16年8月1日から同月31日まで

3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成16年9月13日から平成17年3月13日まで

(2) 場所

金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第239号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年9月13日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
東入江町会	代表者の氏名 及 び 住 所	中田 博一 金沢市入江1丁目613番地	櫻谷 茂昭 金沢市入江1丁目381番地	平成16年 3月28日
若谷町会	代表者の氏名 及 び 住 所	太田 利保 金沢市若松町3丁目125番地	山岸 豊 金沢市若松町3丁目180番地1	平成16年 4月11日

●金沢市告示第240号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関として次の医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成16年9月13日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	指定年月日
スクエア香林坊あおぞら薬局	金沢市香林坊2丁目8番15号	大和新薬北陸販売株式会社 代表取締役 柴田 剛介	平成16年8月26日
香林坊あおぞら薬局	金沢市片町1丁目1番28号	大和新薬北陸販売株式会社 代表取締役 柴田 剛介	平成16年8月26日

●金沢市告示第241号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木部生活道路整備課において平成16年9月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

平成16年9月13日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路 線 名	新旧の別	区 間	幅員 (m)	延長 (m)
二級幹線	2級幹線343号小原・住吉線	旧	小原町 ヌ 31番8先から 新保町 ラ 30番1先まで	6.0	163
		新	小原町 ヌ 31番8先から 新保町 ラ 30番1先まで	6.0~20.0	160
一般市道	準幹線599号三社・高岡町線	旧	芳斉1丁目 240番1先から 芳斉1丁目 223番1先まで	16.0	10
		新	芳斉1丁目 240番1先から 芳斉1丁目 223番1先まで	16.0~32.0	10
一般市道	大徳12号寺中町線17号	旧	寺中町 ホ 27番1先から 寺中町 ホ 19番 先まで	6.9~7.9	145
		新	寺中町 ホ 27番3先から 寺中町 ホ 19番1先まで	8.0	145
一般市道	内川4号別所町線	旧	別所町 壱字 55番 先から 別所町 八字 70番 先まで	3.8~7.0	584
		新	別所町 八字 52番 先から 別所町 八字 70番 先まで	8.0	400

●金沢市告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木部生活道路整備課において平成16年9月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

平成16年9月13日

金沢市長 山 出 保

路 線 名	区 間	供用開始日
2級幹線343号小原・住吉線	小原町コ32番5先から新保町ラ30番8先まで	平成16年9月13日
準幹線586号粟崎町1丁目線	粟崎町1丁目91番1先から粟崎町1丁目42番2先まで	平成16年9月13日
大徳12号寺中町線17号	寺中町ホ27番3先から寺中町ホ19番1先まで	平成16年9月13日
小坂57号東長江町線25号	山王町2丁目299番先から東長江町井111番1先まで	平成16年9月13日
内川4号別所町線	別所町八字52番先から別所町八字70番先まで	平成16年9月13日
森本53号河原市町線10号	河原市町八73番先から河原市町八13番2先まで	平成16年9月13日

公 告

金沢市農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該金沢市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農用地利用計画の変更に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、平成16年10月13日の翌日から起算して15日以内に、本市にこれを申し出ることができます。

平成16年9月13日

金沢市長 山 出 保

- 1 縦覧期間
平成16年9月13日から同年10月13日まで
- 2 縦覧場所
金沢市農林部農林総務課

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に登録したので公告します。

平成16年9月13日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	住 所	登録年月日
66	株式会社 北陸ネオ	富山県富山市牛島新町3番23号	平成16年8月30日

金沢市無量寺第二土地区画整理組合から設立認可の申請があったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第20条第1項の規定により、事業計画を公衆の縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

なお、利害関係者は、縦覧に供された事業計画について意見がある場合においては、平成16年9月15日から同年10月12日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

平成16年9月13日

金沢市長 山 出 保

- 1 縦覧期間
平成16年9月15日から同月28日まで
- 2 縦覧場所
金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市都市整備部定住促進局区画整理課

3 縦覧時間

午前9時から午後5時30分まで

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成16年9月13日

金沢市長 山 出 保

1

開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市大浦町へ283番	金沢市近岡町157番地1 瀬川 一生

2

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市三ツ屋町イ13番1及び13番3から13番6まで	道路 金沢市三ツ屋町イ13番1	かほく市宇野気ト115番地の8 八興商事株式会社 代表取締役 小村 鉄和
金沢市四十万町い32番1及び32番3から32番11まで	道路 金沢市四十万町い32番1	金沢市泉が丘2丁目12番46号 株式会社 金沢ホームビルド 代表取締役 渡邊 隆三
金沢市泉本町7丁目10番18及び10番24から10番81まで	道路 金沢市泉本町7丁目10番18 公園 金沢市泉本町7丁目10番80	大阪府大阪市北区大淀中1丁目1番88号 積水ハウス株式会社 代表取締役 和田 勇
金沢市泉野町1丁目394番1から394番17まで	道路 金沢市泉野町1丁目394番1及び394番17	金沢市彦三町2丁目1番10号 株式会社 真和 代表取締役 青葉 光為
金沢市黒田1丁目206番1及び206番4から206番8まで	道路 金沢市黒田1丁目206番4	金沢市北安江2丁目15番17号 株式会社 橘土地 代表取締役 橘 潔
金沢市浅川町ホ78番から80番まで及び金沢市所管の法定外公共物の一部	水路 金沢市浅川町ホ78番の一部及び金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市旭町3丁目13番10号 株式会社 みつばちの詩工房 代表取締役 山岸 勇

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第62号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、金沢市野町1丁目1番7号 ^{やました}山下 ^{かつとし}勝俊 ほか2,076人を選挙人名簿から抹消しました。

平成16年9月13日

金沢市選挙管理委員会

●金沢市選挙管理委員会告示第63号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により、^{なかむら}中村 ^{ひでみ}秀美 ほか4人を在外選挙人名簿から抹消しました。

平成16年9月13日

金沢市選挙管理委員会

●金沢市選挙管理委員会告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求における署名者の最低数）は、7,107人です。

平成16年9月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散の請求並びに議員、長、助役、収入役、選挙管理委員及び監査委員の解職請求の場合における署名者の最低数）は、118,446人です。

平成16年9月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第66号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の委員の解職請求の場合における署名者の最低数）は、118,446人です。

平成16年9月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第16号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により、事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり告示します。

なお、当該事業計画の案について意見がある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市公営企業管理者に対し意見を申し出ることができます。

平成16年9月13日

金 沢 市 公 営 企 業 管 理 者 山 本 文 男

1 事業名

金沢都市計画下水道事業 金沢市公共下水道事業

2 変更に係る予定処理区域

(1) 浅野処理区の一部

金沢市磯部町、田中町、高柳町、宮保町及び沖町の各一部

(2) 臨海処理区の一部

金沢市北森本町、南森本町、梅田町、観法寺町、今町、月影町、利屋町、岸川町、花園八幡町、二日市町、岩出町、無量寺町、普正寺町、須崎町、北間町、蚊爪町及び湊2丁目の各一部

3 工事の予定年月日

昭和37年4月1日から平成23年3月31日まで

4 縦覧期間

平成16年9月13日から同月27日まで

5 縦覧場所

金沢市企業局建設部建設課

平成16年(2004年)9月13日	印刷	発行人	金 沢 市
平成16年(2004年)9月13日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
		印刷所	(株) 共 栄
定価	100円		